

## ●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年9月6日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

1 監査対象部局 政策部

2 監査対象年度 平成27年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成28年4月22日
水資源対策課	平成28年6月2日
情報政策課	〃
統計調査課	〃
男女参画・県民活動課	平成28年6月3日
文化芸術局	〃
東京事務所	平成28年6月10日
自治振興課	平成28年6月20日
政策課	平成28年7月22日
地域活力推進課	〃
予算課	〃
小豆総合事務所	平成28年7月27日
東山魁夷せとうち美術館	平成28年8月25日
漆芸研究所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 香川県美術展覧会出品料の現金領収書について、無効とした領収書の一部が保管されていなかった。（県立ミュージアム）

(イ) 行政財産使用許可に係る使用料の納入通知について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあった。（男女参画・県民活動課）

イ 支出について

(ア) 自家用車を利用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。（情報

政策課)

(イ) 資金前渡により支出した送料について、前渡金精算書が作成されていなかった。 (地域活力推進課)

(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、過大に支給しているものがあつた。 (予算課)

ウ 物品について

(ア) 貸し付けた備品の管理状況を貸付先に報告させておらず、実地調査もしていなかった。また、不用品決定同兼廃棄処分伺書について、払出手出納通知済の確認をした旨の押印がなされていなかった。備品の管理は適切に行う必要がある。 (東京事務所)

(イ) 選挙管理委員会で使用する公印について、現物の数量と備品台帳に登記されている数量が異なっていた。また、鍵のかかる公印箱等に保管されていなかった。 (自治振興課)

(3) 検討指示事項

価格等が不明な収蔵品について、必要に応じて評価を行い、備品として管理するなど、その管理方法を検討する必要がある。 (漆芸研究所)